

第2章 基本的方針

本市では、国及び埼玉県の基本的方針を踏まえ、次の4項目を計画の基本的方針とします。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭・地域・学校等あらゆる環境において、子どもが進んで読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書のきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会の提供と充実に努めます。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

家庭・学校・図書館等が十分に機能を果たしつつ、相互に連携することにより、子どもがいかなる時も読書を気軽にできるような環境の整備・充実に努めます。

3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもを取り巻く大人が読書活動に理解と関心を高めていくよう、またこの計画の取り組みが広くいきわたるよう、啓発・広報活動を推進します。

4 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

子どもの読書活動の取り組みを進めていくには、家庭・地域・学校をはじめ、市内関連施設間で緊密に連携・協力し、総合的かつ計画的に施策を推進することが重要です。

活動内容を充実させるにあたっては、各々が役割を担いながら、具体的かつ効果的に推進するための、体制を整備するよう努めます。